

第7章 廃棄物処理

1. ごみ処理の状況

本市では平成13年4月から有料指定袋制度を導入し、燃えるごみ、燃えないごみを市の指定袋で収集を行っています。

しかし、令和6年4月から燃えないごみの分別収集を開始したため、燃えないごみの指定袋を廃止し、コンテナ収集に変更しています。

指定袋は、市が販売を許可した指定小売店（スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストア等）市内75店舗（令和7年3月現在）にて販売しています。

(1) ごみの収集

・燃えるごみ

各地区の可燃物置場に出されたごみを週2回収集しています。

・埋立ごみ・小型家電類及び50cm以上のプラスチック製品ごみ（製品プラスチック）

各地区の埋立ごみ・小型家電類置場に出されたごみを月1回収集しています。

・プラスチック製容器包装ごみ（廃プラスチック）及び50cm未満のプラスチック製品ごみ

各地区の可燃物置場に出されたごみを週1回収集しています。

(2) 有料指定袋の種類と販売価格

(令和7年3月現在)

	1枚当たり	1ロール（10枚巻）	販売開始時期
可燃用大袋（45ℓ）	35円	350円	平成14年4月
可燃用中袋（30ℓ）	20円	200円	平成13年4月
可燃用小袋（20ℓ）	13円	130円	平成13年4月
粗大ごみ処理券	100円	500円（5枚）	平成13年4月

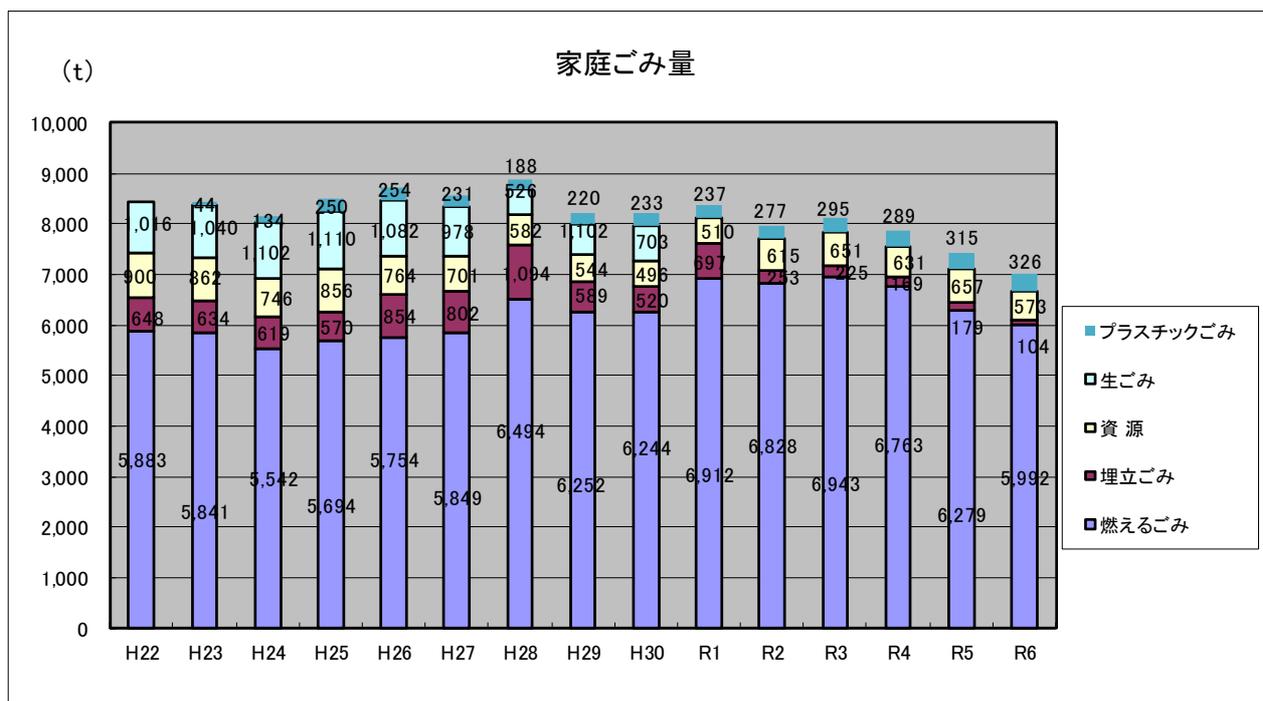
(3) 家庭ごみ量の経年推移

本市では、平成15年度からリサイクルを目的とした生ごみの分別収集を行っていましたが、平成31年3月11日、処理施設の受け入れ中止により生ごみの収集を中止しました。それ以降、生ごみは燃えるごみとして収集しています。

また、廃プラスチックの分別収集は平成24年4月から行っています。さらに、製品プラスチックの分別収集を令和5年4月から開始しています。

令和6年4月からは燃えないごみの分別収集を開始しています。

平成19年度は6,170tであった燃えるごみの量について、平成21年度から平成27年度は6,000t以下となっていました。平成28年度の熊本地震以降は、6,000tを超えている状況です。



(4) 搬入ごみ処理手数料

搬入ごみ処理手数料金
重量 10 kg 当たり 200 円

搬入先：(有)CSネットワーク 所在地：熊本県宇土市松山町 3941 番地
 宇城クリーンセンター 所在地：熊本県宇城市松橋町萩尾 1775 番地 3

処理施設：宇城クリーンセンター 所在地：熊本県宇城市松橋町萩尾 1775 番地 3

2. 資源ごみの分別収集

資源ごみの分別収集は、ごみの再資源化を目的として、平成 10 年 1 月より 6 品目から開始し、平成 12 年 4 月からは 13 品目に増やし、平成 24 年 4 月からは廃食用油等を追加、令和 6 年 4 月からは生きびんを廃止し、金属類・小型家電類を追加して、現在は 15 品目の分別収集を行っています。また、「資源ごみの日」の収集はステーション方式で、月に 1 回収集を実施しています。

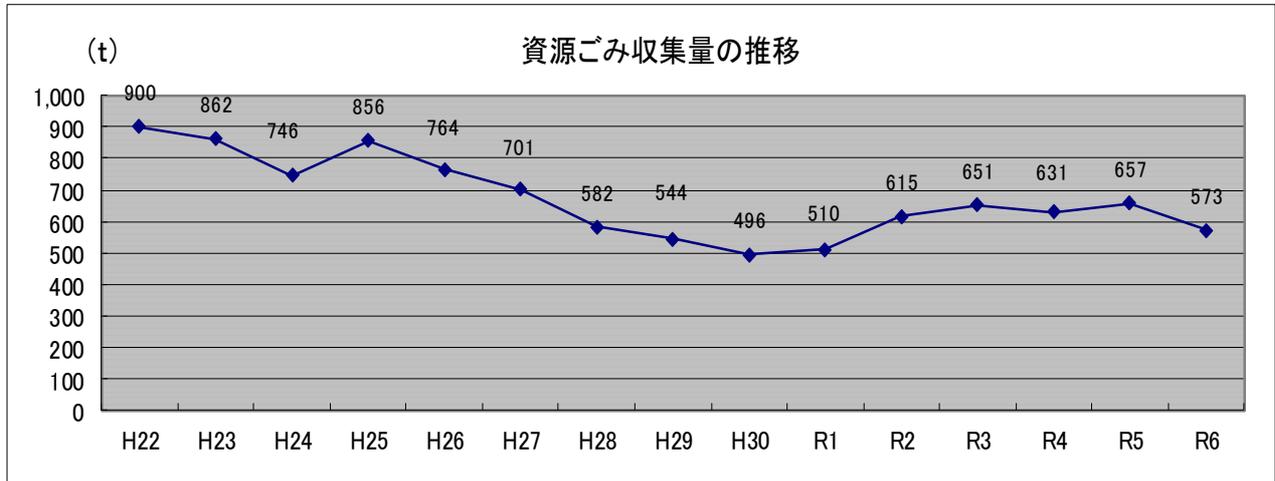
(1) 資源ごみの収集品目

分別品目	収集容器等	分別品目	収集容器等
①新聞紙	青コンテナ	⑨その他の色びん	青コンテナ
②雑誌・紙箱類		⑩ペットボトル	回収ボックス
③段ボール		⑪紙パック	拠点回収
④布類		⑫蛍光管類・乾電池・水銀体温計・血圧計	
⑤アルミ缶	⑬インクカートリッジ		
⑥スチール缶	回収ボックス	⑭廃食用油	

⑦透明びん	青コンテナ	⑮金属類・小型家電類	青コンテナ
⑧茶色びん			

(2) 資源ごみ収集量の推移

資源回収量は平成 19 年度以降、減少傾向にありましたが、令和元年度から増加傾向にあります。



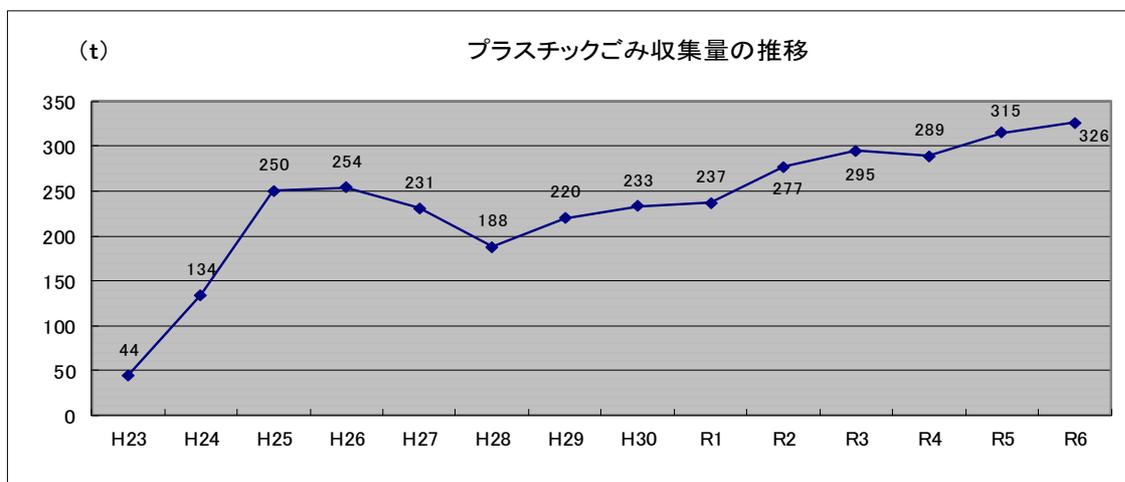
資料：宇土市環境交通課

3. プラスチックごみの分別収集

本市では、平成 24 年 4 月から廃プラスチックの分別収集を開始しました。また、令和 5 年 4 月から製品プラスチックの分別収集も開始しています。

各地区の燃えるごみ置場及び埋立ごみ・小型家電類置場に排出された廃プラスチック及び製品プラスチックを、収集業者が中間処理業者に運びます。中間処理後、エコポート九州に運搬されます。

エコポート九州では、運搬された廃プラスチック及び製品プラスチックを固形燃料やプラスチックマテリアル等にリサイクルしています。令和 6 年度のリサイクル量は約 203 トンとなっています。



4. 収集運搬許可業者・処分許可業者一覧

(1) 収集運搬許可業者一覧

番 号	社 名	代表者	廃棄物の種類
1	(有)宇土環境	安達英知	し尿及び浄化槽汚泥 事業系一般廃棄物
2	(有)江口衛生社	本田勝雄	し尿及び浄化槽汚泥 事業系一般廃棄物
3	(有)緒方清掃	緒方郁夫	事業系一般廃棄物
4	(有)タケシタ	竹下博徳	事業系一般廃棄物
5	(株)オカムラ	岡村健志	事業系一般廃棄物
6	(株)西原商店	西原 哲	事業系一般廃棄物
7	(有)CSネットワーク	柴田真美	事業系一般廃棄物
8	(株)松清	上野省三	事業系一般廃棄物
9	(社)宇土市シルバー人材センター	谷崎淳一	事業系一般廃棄物
10	(有)永野商店	永野順也	事業系一般廃棄物
11	(株)カネムラエコワークス	金村康平	事業系一般廃棄物
12	金岡商店(株)	金岡慶大	事業系一般廃棄物
13	(株)津田	津田昭彦	事業系一般廃棄物

資料：宇土市環境交通課

(2) 処分許可業者一覧

番号	社 名	代 表	処理の 種 類	処理対象物
1	(有)緒方清掃	緒方郁夫	選別 圧縮	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、金属くず、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず、廃油、廃バッテリー
2	(株)カネムラエコワークス	金村康平	切断 圧縮 破砕	廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくず、木くず、金属くず、紙くず
			焼却	廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくず、木くず焼却灰
3	(有)CSネットワーク	柴田真美	破砕	木くず、草
4	熊本宇城農業協同組合 宇土健康土づくりセンター	丸田博雄	堆肥化	野菜くず、生ごみ

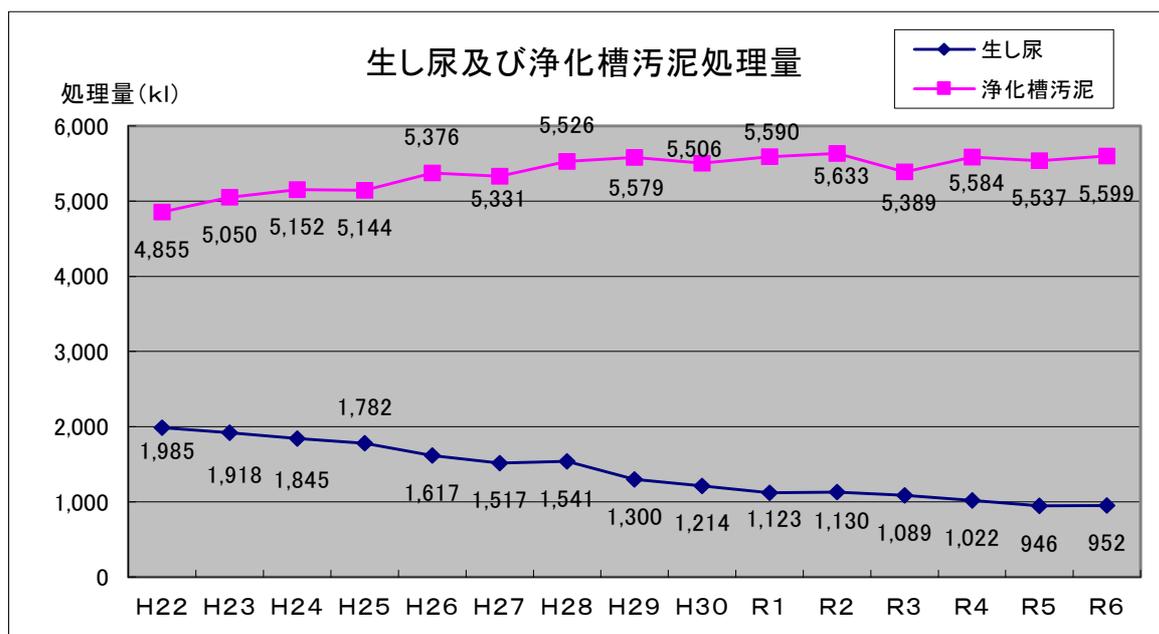
5. し尿処理の状況

(1) し尿処理施設

宇城広域連合浄化センターは、昭和40年度に建設された計画処理量45kℓ/日（嫌気性消化）のし尿処理施設で昭和41年度に稼動を開始しました。その後、人口の増加や収集量の増加及び排出規制の強化等に対応するため昭和46年度に100kℓ/日（嫌気性消化）、昭和55年度に55kℓ/日（好気性消化）の増改造や、平成9年度に凝集沈殿処理設備の新設を行い、計画処理量200kℓ/日の施設となりました。さらに、施設の老朽化に伴い新し尿処理施設を浄化センターの敷地内にスクラップアンドビルド方式により建設し、宇城広域連合環境再生センターに改名しました。環境再生センターは、令和3年4月1日から供用開始しています。

当該施設の宇土市における処理量は令和6年度実績で、生し尿952kℓ、浄化槽汚泥5,599kℓ、全体で6,551kℓとなっており、下水道及び浄化槽の普及に伴い、生し尿の量は減少傾向にあります。

生し尿、浄化槽汚泥の処理により発生する汚泥は助燃剤化し、ごみ焼却施設の燃焼を助けています。



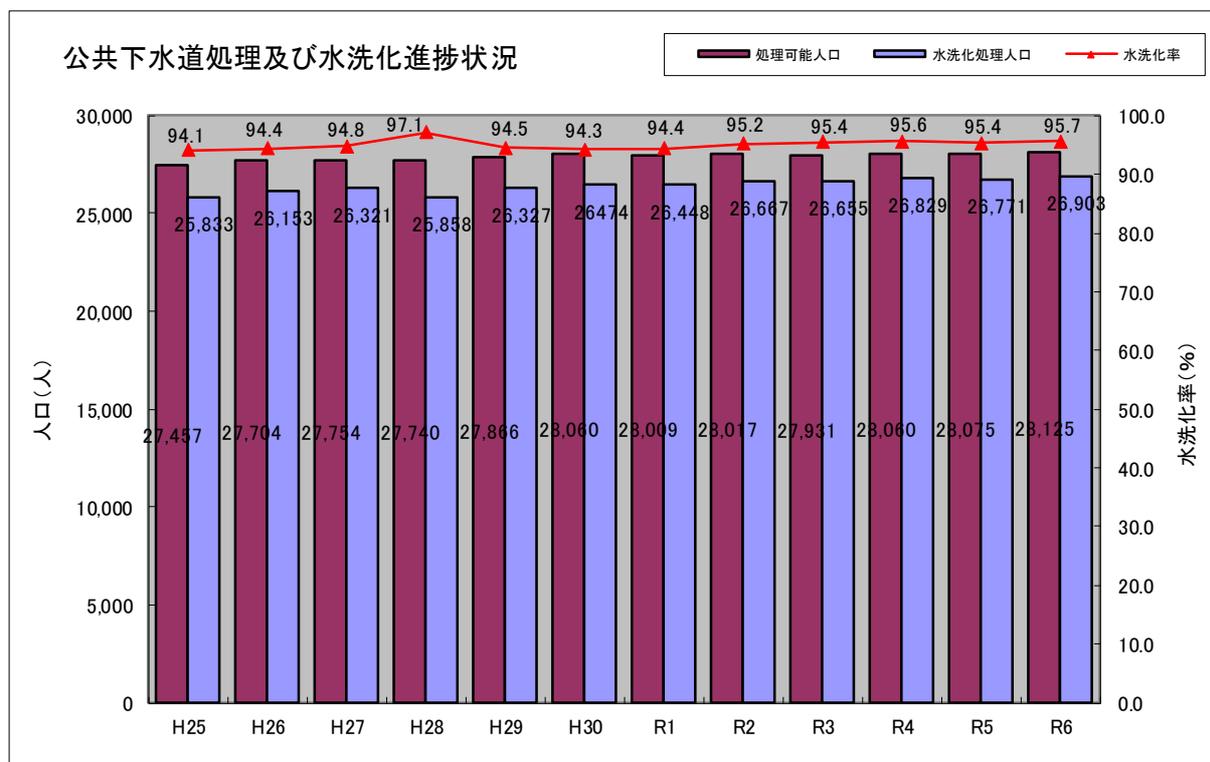
資料：宇土市環境交通課

(2) 公共下水道

宇土市の公共下水道は全体計画及び認可計画に基づき、計画区域内の下水道整備を行っています。

		全体計画	認可計画
下水道目標年次		令和 17 年	令和 10 年 3 月 31 日
排除方式		分流式	分流式
処理区域面積 (ha)		1,039	960
処理人口 (人)		27,400	27,500
終末処理場	処理方式	循環式硝化脱窒法等 +凝集剤添加	循環式硝化脱窒法等 +凝集剤添加
	敷地面積 (㎡)	52,860	52,860
	処理能力 (㎥/日)	19,500	19,100
	放流水質 BOD (mg/l)	15	15
	放流水質 SS (mg/l)	15	15

また、令和 6 年度末の整備状況としては下水道処理可能人口 28,125 人、水洗化処理人口 26,903 人及び水洗化率（処理可能世帯数／区域内世帯数）95.7%となっています。



資料：宇土市上下水道課

(3) 漁業集落排水施設

宇土市では、平成 12 年度から戸口地区及び辺田目地区において、漁業集落排水施設整備事業を行っており、本地区の基幹産業である漁業振興を図るため、集落内のし尿や生活排水などの汚水を収集・処理する汚水処理施設を整備しています。令和 6 年度末の整備状況は整備人口 383 人、漁業集落排水区域内の普及率は 59.5%となっています。

① 事業概要

ア 管路 L=5,230 m

イ 処理場 1 箇所

- ・計画処理人口 930 人
- ・計画 1 日最大汚水量 727 m³/日
- ・計画 1 日平均汚水量 252 m³/日
- ・供用開始日 平成 21 年 4 月 1 日

ウ 流入水質及び放流水質

流入水質	放流水質基準
COD 100 mg/L	COD 20 mg/L
SS 200 mg/L	SS 15 mg/L

(4) 浄化槽

①宇土市浄化槽設置事業補助金交付制度

宇土市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため「宇土市浄化槽設置事業補助金交付要綱」に基づき、浄化槽設置整備に対し、昭和 63 年度から補助金を交付しています。

平成 12 年の浄化槽法の改正（平成 13 年施行）により、単独浄化槽の設置が原則禁止となっています。また、単独浄化槽の使用者は合併浄化槽への転換に努めなければならないとされています。しかしながら、市内にはまだ多くの単独浄化槽が設置されています。

水質汚濁の要因としては未処理の生活雑排水の流入が挙げられますが、単独浄化槽はトイレの汚水だけを処理し、風呂や台所などの生活雑排水は未処理のまま中小水路に流されるため、合併浄化槽への転換を推進していく必要があります。宇土市では平成 24 年度から単独浄化槽を合併浄化槽へ転換する場合に、単独浄化槽の撤去に対して補助金を支給していましたが、より一層合併浄化槽への転換を促すために、平成 26 年度からは既存の単独浄化槽又はくみ取り便所から合併浄化槽に転換する場合の撤去費用や消毒などに要する費用へと補助対象を拡げ、さらに令和 2 年度からは既存単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合の宅内配管工事に要する費用を設置費とは別に補助しており、令和 4 年度からはくみ取り便所からの転換にも宅内配管工事に要する費用の補助をしています。なお、補助限度額については次ページのとおりとなっています。

②補助金の限度額

- ・設置費

設置する人槽により補助限度額が定められています。

(合併浄化槽の設置にかかる費用)

人槽区分	補助限度額	人槽算定の基準
5人槽	332,000円	延べ床面積130平方メートル以下
7人槽	414,000円	延べ床面積130平方メートル超
10人槽	548,000円	延べ床面積130平方メートル超かつ台所及び浴室が2か所以上

・転換（撤去前の清掃、消毒費用に対する補助）

転換後の人槽区分	補助限度額
5人槽	166,000円
7人槽	207,000円
10人槽	274,000円

・転換（撤去費用に対する補助）

転換前施設	補助限度額
単独浄化槽	120,000円
くみ取便所	90,000円

・宅内配管工事

転換前施設	補助限度額
単独浄化槽 くみ取り便所	300,000円

① 実績状況（補助金額、補助設置基数）

浄化槽設置における国、県からの補助金額及び設置基数については下記のとおりです。

ア 浄化槽補助金調

(単位：円)

年度	歳入（国）	歳入（県）	歳出（市）
平成24年度	6,576,000	10,476,000	30,075,000
平成25年度	10,371,000	8,277,000	24,162,000
平成26年度	9,753,000	7,227,000	20,589,000
平成27年度	0（基金からの繰入）	4,900,000	14,842,000
平成28年度	7,432,000	3,910,000	11,716,000
平成29年度	11,291,000	6,472,000	19,399,000
平成30年度	6,016,000	4,270,000	13,818,000
令和元年度	3,924,000	3,320,000	9,881,000
令和2年度	0（基金からの繰入）	4,607,000	13,369,000
令和3年度	7,876,000	4,754,000	12,894,000
令和4年度	6,383,000	7,782,000	21,273,000
令和5年度	7,876,000	8,499,000	23,281,000
令和6年度	7,876,000	6,347,000	17,445,000

資料：宇土市環境交通課

※歳入（国）は設置費に対する補助（交付金）

歳入（県）は設置費補助＋単独槽及び汲み取り便所からの転換に対する補助（補助金）

イ 浄化槽設置基数（補助金申請分）

（単位：基数）

人槽 設置基数	5	7	10	計
平成 24 年度	30	35	2	65
平成 25 年度	15	31	2	48
平成 26 年度	25	17	0	42
平成 27 年度	17	14	1	32
平成 28 年度	17	10	2	29
平成 29 年度	34	13	0	47
平成 30 年度	27	11	1	39
令和 元年度	21	4	1	26
令和 2 年度	24	9	0	33
令和 3 年度	32	5	0	37
令和 4 年度	36	5	0	41
令和 5 年度	38	5	0	43
令和 6 年度	34	4	0	38

資料：宇土市環境交通課

④清掃業許可業者一覧

業 者 名	住 所
有限会社 宇土環境	熊本県宇土市新松原町 213
有限会社 江口衛生社	熊本県宇土市松原町 391